

T044	輸出令別表第3の2の地域（国連武器禁輸国・地域）
A	<p>国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されている国・地域。</p> <p>これらの国・地域については通常兵器キャッチオール規制の客観要件（用途要件のみ）とインフォーム要件を規制の発動要件としています。輸出令別表第3の2に掲載されている国・地域は2013年12月現在以下の11カ国・地域があります。</p> <p>アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、リベリア、北朝鮮、ソマリア、スーダン</p>

T045	最終用途誓約書
A	<p>貨物の輸出や技術の提供のための許可申請を行う際、需要者等からの「用途は民生用途に限り、大量破壊兵器等の開発等には使用しない。再輸出等の場合は輸出者等の事前同意を得る」を趣旨とする最終用途誓約書の提出を求められる場合があります。「提出書類通達」に、最終用途誓約書を提出しなければならないケースとその具体的内容が記載されています。</p>
参照	http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t08kaisei/120515tenpshorui_tutatu.pdf

T046	需要者要件
A	<p>大量破壊兵器キャッチオール規制の規制要件のうち需要者に着目した規制要件を需要者要件と呼んでいます。例えば貨物の輸出にあたり、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録のうち、経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う(又は行った)旨記載又は記録されている場合、あるいは同趣旨の連絡を輸入者等から受けたときは需要者要件に該当します。需要者要件は、「核兵器等開発等省令」「核兵器等開発等告示」の第二号、第三号に規定されています。</p>
参照	キャッチオール規制に関する解説・事例集（CISTEC刊）

T047	「法律」・「政令」・「省令」
A	<p>狭義での「法律」は議会の議決を経て制定される国法の一形式で、外為法は「法律」にあたります。「政令」は憲法及び法律の規定を実施する為に内閣が制定する命令で、閣議により決定します。輸出令や外為令などは「政令」にあたります。</p> <p>「省令」は各省大臣がその行政事務について法律又は政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて発する命令で、「貨物等省令」や「核兵器等開発等省令」は経済産業省の「省令」にあたります。</p>

T048	大量破壊兵器等
-------------	----------------